

学校いじめ防止基本方針

西尾市立荻原小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は校訓「元気 かしこい 仲良し」を基盤に、生きる力をもつ人間性豊かな児童の育成に努めている。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらのいじめに対する基本的な考えを基にするとともに、これまでの本校の教育実践の成果を生かし、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめ防止に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を高め、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

『いじめ・不登校・問題行動対策委員会』を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童の訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

この委員会は全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・毎週木曜日の夕会および、いじめ・不登校・問題行動対策委員会の中で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ・「学校関係者評価（年1回）」「保護者アンケート（年1回）」「教職員評価（年1回）」を行い、学校における防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、学校経営案に「学校いじめ防止基本方針」を添付する。
- ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会で、日頃から気になる児童について情報を共有化し、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。
- ・年2回生活アンケート（いじめに関する内容を含む）を行い、その集約や分析と対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりや学年だより、ホームページ等を通して、随時、いじめ防止の取組状況やアンケート結果・学校評価結果を発信する。
- ・PTA総会や学校評議員会、地区のコミュニティ役員会等で、いじめ防止の取組状況等を伝えると共に、家庭や地域の協力を依頼する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力の様子を細かく把握し、認める。また、共に学び合う授業づくり、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
◎人権週間の取り組み ①人権を理解する作品応募（標語・書道・ポスター）
②全校道徳授業 ③人権ビデオ視聴 ④人権教室 ⑤全校思いやり集会
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 西尾市の「学校総点検の日」には、児童一人一人のよりの確な現状把握に努め、いじめ問題に対する意識の高揚を図る。
- カ 新型コロナ感染に対しての風評被害が生じないように、十分留意する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。アンケート後に、児童一人一人との面談を実施し、児童の思いや悩みを聞き取るように努める。それを受け、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を臨時で開催し、全職員の共通理解に努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が気軽に相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

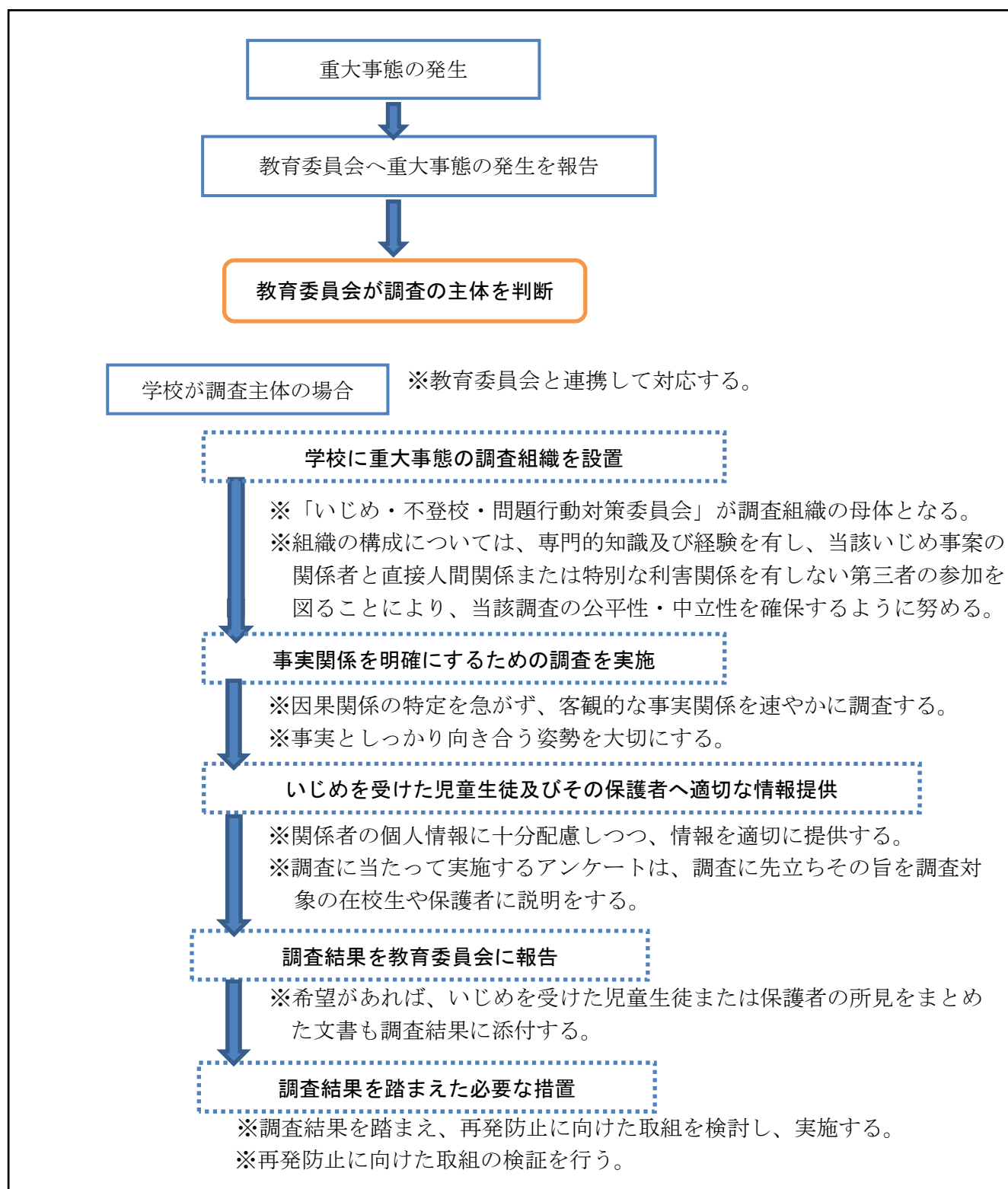
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価 (2 月) を行う。また、保護者へのいじめアンケートを年に 2 回 (6 月、11 月) 実施し、さらに評価アンケートを 1 回実施 (12 月) する。それを受け、いじめ・不登校・問題行動対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年 2 回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は 4 月の P T A 総会時に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を学級・全校で行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<資料> 取組の年間計画

		「いじめ・不登校対・問題行動対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○通学団（異年齢集団活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○公開授業 ○家庭訪問
5月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○運動会（異年齢集団活動）	○「生活アンケート（いじめアンケート）」	○保護者への生活アンケート
6月			○福祉実践教室 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○教育相談週間	○公開授業 ○学校評議員への授業の公開 ○学校保健委員会
7月	C ↓ A			○校内いじめ不登校対策委員会（アンケートより）	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月			○他学年との学習・生活交流（異年齢集団活動）	○身体測定	
10月	P ↓ D	○現職研修②（ケーススタディ）	○「荻小フェスタ」（家庭・地域との交流活動）		
11月		○学校総点検日	○思いやり集会	○「生活アンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○保護者への生活アンケート
12月			○人権週間（講話） ○人権教室 ○道徳の授業 ○赤い羽根募金活動	○校内いじめ不登校対策委員会（アンケートより）	○個別懇談会 ○保護者の学校評価アンケート実施
1月	C ↓ A	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施検証	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○公開授業
2月		○自己評価	○6年生を送る会		○学校評議員会で「自己評価」の評価を実施。
3月		○学校関係者評価の結果検証と「基本方針」の見直し			
通年	P ↓ へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○楽しい・わかる・力になる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談	○あいさつ運動（民生委員：月1回） （児童会役員）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。